

船舶事故等調査報告書

平成26年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014門第56号
事故等種類	運航阻害
発生日時	平成26年4月6日（日） 12時18分ごろ
発生場所	長崎県壱岐市壱岐島北方沖 壱岐市所在の若宮灯台から真方位348° 4.1海里（M）付近 （概位 北緯33° 56.2′ 東経129° 40.2′）
事故等調査の経過	平成26年5月16日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 ヴィーナス、163トン
船舶番号、船舶所有者等	132635、九州郵船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海） 機関長、三級海技士（機関）
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、ジェットフォイルと呼称される全没翼型水中翼船であり、船長及び機関長ほか3人が乗り組み、旅客41人を乗せ、長崎県壱岐市芦辺港を出港し、同県対馬市厳原港に向けて翼走中、平成26年4月6日12時18分ごろ、右舷主機のパワータービン潤滑油の油面低下警報が点灯し、点検したところ、同主機のパワータービン潤滑油冷却器入口管のカップリング部から潤滑油が漏えいしていたので、着水して同主機を停止した。</p> <p>本船は、機関長が、ゴムチューブ及びビニールテープを巻くなどの応急処置を施し、右舷主機を始動したものの、潤滑油の漏えいは止まらず、同主機の運転を断念し、左舷主機のみで航行により、予定よりも約2時間30分遅れて15時31分に厳原港に入港した。</p> <p>本船は、以後の定期運航を中止し、厳原港の浮き桟橋で船舶所有会社の整備班が右舷主機の開放点検及び部品の交換を行い、修理された。</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 12m/s、視程 10M 海象：波高 約2.0m
その他の事項	<p>右舷主機のパワータービン潤滑油冷却器入口管アダプター（以下「本件アダプター」という。）は、開放点検したところ、カップリング部に亀裂を生じており、純正部品と比較したところ、ねじ部の長さが約6mm短いことが判明した。</p> <p>本件アダプターは、ねじ部が右舷主機のパワータービン潤滑油冷却</p>

	<p>器の入口に接続され、カップリングでフレアー配管に接続されていた。</p> <p>カップリングは、2つ割れの内部金物に装着されたOリングにより、油密が保持されていた。</p> <p>主機製造業者の報告書には、接続部に加わる機関振動に対応するため、本件アダプターと2つ割れ内部金物が、干渉しないような適当な間隔が必要である旨の記載があったが、ねじ部の長さが短く、その間隔が減少していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり なし</p> <p>本船は、壱岐島北方沖を翼走中、本件アダプターのカップリング部に引張応力及び機関振動が繰り返して掛かり、亀裂を生じたことから、亀裂箇所から潤滑油が漏えいし、右舷主機の運転ができなくなり、運航が阻害されたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、壱岐島北方沖を翼走中、本件アダプターのカップリング部に引張応力及び機関振動が繰り返して掛かり、亀裂を生じたため、亀裂箇所から潤滑油が漏えいし、右舷主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主機は、開放点検を行い、部品を交換する際、純正部品を使用すること。